

## 本日の会議に付した事件

令和元年第2回山元町議会臨時会  
令和元年8月1日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提出議案の説明  
日程第 4 議案第44号 和解について
- 

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、令和元年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

7番菊地康彦君から遅れる旨の申し出があります。また、12番青田和夫君から欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、1番岩佐哲也君、2番渡邊千恵美君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2. 会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。会期日程（案）、月日、8月1日、曜日、木曜日、会議別、本会議、内容、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向。

6月19日から21日、仙南・亶理地方町村議会議長会主催による視察研修会が開催され、北海道札幌市、北見市を訪れました。

6月22日、議会報告会を防災拠点・坂元地域交流センター、中央公民館で開催しました。

6月25日、宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員6名が出席しました。

7月1日から2日、議会運営委員会委員と視察研修のため、宮城県加美町、山形県朝日町を訪れました。

7月4日から5日、仙南・亶理地方町村議会議長会主催による常任委員長研修会が開催され、出席しました。

同日4日、仙南・亶理地方町村議会議長会議が開催され、出席しました。

7月8日、宮城県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会が開催され、議員12名が出席しました。

7月9日、兵庫県朝来市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

7月10日から12日、亶理地方町議会議長会正副議長視察研修のため、北海道芽室町、浦幌町、幕別町を訪れました。

7月11日、全国町村議会議長会主催による議会広報クリニックが開催され、議員5名が出席しました。

7月23日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

7月24日、亶理郡内経済関係団体との意見交換会が開催され、出席しました。

7月29日から30日、産建教育常任委員会委員と視察研修のため、栃木県茂木町、茨城県石岡市を訪れました。

総務民生常任委員会、6月27日、7月12日、7月29日、委員会が開かれました。

産建教育常任委員会、6月28日、7月19日、委員会が開かれました。

議会広報・広聴常任委員会、7月3日、7月16日、7月26日、委員会が開かれました。

裏面をご覧ください。

議会運営委員会、6月24日、7月25日、委員会が開かれました。

全員協議会、7月25日、協議会が開かれました。

2. 長送付議案等の受理。町長から議案1件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3. 監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4. 説明員の出席要求。本臨時会にお手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第3. 提出議案の説明を求めます。

本臨時会に提出された議案1件の説明を願います。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、私のほうから今回の説明要旨を朗読させていただきます。

本日、ここに令和元年第2回山元町議会臨時会が開会され、提出議案をご審議いただくに当たり、議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案第44号については、中浜地区の土砂採取事業に伴って実施した犬塚遺跡発掘調査の費用負担問題に関し、平成30年7月、仙台地方裁判所に訴えを提起していましたが、その後、1年余りにわたり、争点の整理が行われた結果、先般、裁判所から和解の勧めがありました。

つきましては、本件の和解に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

---

議長（阿部 均君）日程第4．議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第44号和解についてご説明を申し上げます。

まず、2枚目をお開き願います。

初めに、提案理由についてですが、仙台地方裁判所平成30年（ワ）第801号、業務委託契約締結意思表示等請求事件に関し、仙台地方裁判所の和解勧告に従い和解したので、地方自治法の規定により提案するものであります。

1枚目にお戻り願います。

1．事件名についてですが、仙台地方裁判所平成30年（ワ）第801号、業務委託契約締結意思表示等請求事件です。

2．被告の住所及び名称については、滋賀県守山市にございます記載の事業者です。

3．事業の概要についてですが、平成26年7月、被告が山元町中浜区所在の犬塚遺跡範囲内において土砂採取事業を行うに際し、町は被告に対して文化財保護法の求める遺跡の記録保存を目的とした発掘調査業務、こちらは現地調査業務と、それから調査報告書作成業務と二本立てになります。それらの実施が必要である旨を伝えておりました。

その後の協議の結果、発掘調査業務に係る全ての費用を被告が負担することで合意を得ておりました。

ところが、平成28年7月11日になって被告から町に対して発掘調査業務のうち、調査報告書作成業務については契約締結及び費用支払いには応じない旨の文書が届けられました。その後も町は被告との協議を重ねてきたにもかかわらず、被告は契約締結には応じませんでした。

そこで、平成30年7月2日、犬塚遺跡の調査報告書作成業務に係る契約締結及びその費用3,545万1,000円の支払いを求めて仙台地方裁判所に訴えを提起したものです。

そして、本件については、提訴以来7回の口頭弁論を経てまいりましたが、今般、仙

台地方裁判所から和解勧告が出されたものであります。

4. 和解内容については、4点ございます。

1点目は、被告は原告に対し、犬塚遺跡の文化財保護法所定の発掘調査に要する全ての費用、これに関し、被告が原告に支払うべき金員として2,368万9,283円の支払い義務あることを認め、これを令和元年9月30日限り、原告が指定する金融機関の口座に送金して支払う。ただし、送金手数料は被告の負担とする。

2点目は、原告は被告に対し、前項の発掘調査費用について、その余の請求を放棄する。

3点目は、原告と被告は、第1項の発掘調査費用に関する法的問題については、本和解条項に定めたことをもって解決したものとし、事後債権債務を残さないことを相互に確認する。

そして4点目は、訴訟費用は各自の負担とする。

以上が議案第44号の説明となります。

よろしくご理解の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

5番伊藤貞悦君の質疑を許します。

5番（伊藤貞悦君）はい。3番の事件の概要の中のことについてまずお伺いしたいと思います。

発掘調査業務、今の説明ですと、2つに分かれていると、現地調査業務と調査報告書作成業務と、というふうなことを伝えたわけですね。その後、協議を重ねてきて、これは平成26年7月から多分この業務が開始されていると思いますが、28年7月11日までの約2年間空白期間があるわけですが、この間、このことについて、例えば最初の伝えた、それから合意を得ている、この間に契約はしていなかったのかどうかについてまずお伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

この間についても含めて契約は締結してございませんでした。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ということは、この間、この相手の業者は、土砂の採取をしていたというふうに考えられますが、なぜその段階で契約していなかったらとめなかったのかどうか、そのことについてはいかがなものでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。ただいまの私の答弁を若干補足というか、修正しながら説明をさせていただきますと、現地で土砂採取に係る業務については、これは現地調査業務ということで契約は締結をし、関係する費用負担についてはこの業者様からいただいております。

私が未契約の状態という話をさせていただいたのは、調査報告書の作成業務、そちらのほうになります。補足修正をしてご回答を申し上げます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。その後ですね、調査報告書作成業務について、いわゆる相手業者から平成30年7月2日段階で契約をしないというふうなことが、というふうなことになったというふうに考えますが、その後、そのことについて何回か説明されておりますが、7回のいわゆる仙台地方裁判所からの口頭弁論とか、相手との話し合いがあったと思うんですが、そのことについて、最終的に我が山元町の落ち度というか、についてはどんな説明をされていたのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、相手事業者様から契約の締結には応じられないと言われたのが28年の7月の11日ということになります。それで、30年に入ってから裁判のほうに訴えの提起を行ったという形なんです、その落ち度といいますか、不備という部分について、一言というか、まとめて申し上げますと、要は町としては今回、調査報告書作成業務に委託するとの意思表示がない状態で、それで町は出土品の整理業務を進めてしまった。それが大きなその理由だということ認識してございます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの回答ですと、いわゆる最終的な調査結果のまとめと、それから出てきた出土物等々の展示やなんかについては相手方は別だというふうな捉え方をすればいいのか、そのことについては、そういうふうな捉え方でいいのかどうかお伺いいたします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

実際には一連の業務ということで、全体的な業務の遂行としての合意は得ておりましたので、そこは特に問題ございません。ただ、実際に調査報告書の作成業務の段階に入って具体的に契約書案を相手方にお示しをする中で、金額が入った形のものでしたけれども、その金額について相手方業者様については一定の問題意識みたいなものを持った形で実際には契約締結には至らなかったという内容でございます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。事件の概要の中にあります調査報告書作成業務に係る契約締結及びその費用の3,545万1,000円というふうな明示がありますが、これの計算方式というか、算出内訳、これは相手にも事前に伝えているわけですね。その中身ないしは計算方法、内訳についても伝えていたのかどうか、そのことについてはいかがでしょうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

先ほど回答を申し上げましたその委託契約書の案、いわゆる金額が入ったものの提示については、28年の4月1日付の向こう1年間を期間とする契約の案でございました。この金額の内容については、実は約3カ月ちょっと前の平成27年の12月の段階で内訳を含めた形で詳細に相手方の事業者様に書類をもって提示をしてございました。そういうことで、一定の期間を相手方に時間的なところで差し上げた形で熟慮した上で契約締結の案を4月に入って提示をさせていただいたといった流れでございます。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

それでは、4番の和解の中身についてちょっとわからないことがありますので、説明いただきたいと思っております。

3行目、2,368万9,283円の支払い義務、相手方に対してですね、それを認められたわけですが、この金額で報告書の作成配布は可能なのかどうかについてまず1点お伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

実際にはここの中の費用では報告書の刊行業務までは全て完結はできません。それは、実際には金額として現段階で決算ベース、見込みのベースなんです、約183万円ほどかかるだろうと思ってございます。その183万円については、実際にはこちらの提案理由の中にもありますとおり、あるいは前回の議会の全員協議会でも説明をさせていただいたとおり、譲歩する、いわゆる和解ですので、お互いに譲歩する部分があります。

その譲歩する部分を検討した結果、和解に踏み切るといった判断をしたわけなんです、その譲歩する金額について、約205万円の積算をしております。その205万円譲歩する金額については、実際にこの2,300万の中に入って町に支払われますので、その譲歩した部分の金額の範囲内、決算ベースで183万を見込んでいたと言いましたが、その中で対応できるという判断、総合的な判断によって今回は和解を受け入れるということになります。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。報告書については作成していかねばならないわけですが、そのことについては後ほど聞きますが、もう一つ、和解内容の（4）番目に訴訟費用は各自の負担とするとありますが、我が町では7回、多分ですね、仙台地方裁判所に訴えを提起してから7回の口頭弁論を行っておりますから、その間、顧問弁護士なり必要な弁護士の方がついていたと思うんですが、その費用は幾らかかったのか、それがまた成功報酬なのか、1回ごとの費用なのか、そのことについて教えていただければと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

まず、全体の弁護士費用という捉え方と、それから訴訟費用ということで、2つの言葉が出てきますが、それぞれすみ分けをしてご説明を申し上げます。

全体の裁判費用といいますか、弁護士費用については、実際にこうした問題が発生した時点において示談交渉代理人契約ということで締結をしております。その後、今度は訴えの提起ということで、訴訟代理人契約ということで2つの契約のもとで弁護士の先生にこうした業務を対応していただいております。これらの2つの代理人契約の合計額としては、147万7,200円です。これは既に支払い済みです。

それから、ご質問にもありましたが、成功報酬的な部分については、今回和解が成立したことを前提に考えますと、この和解金額のテンパーセントに基本的には消費税を足した額になります。こちらは254万8,800円の歳出を見込んでおります。そうすると、現段階での総支出見込み額については、402万6,000円、約400万前後ということで見込んでおります。

また、その一方で訴訟費用については各自の負担とするという訴訟費用の部分なんですけれども、こちらをいろいろ整理をしていきますと、ここで言っている訴訟費用については、実際に裁判の中で必要となる経費、例えば実費というくくりの中で通信費等とかですね、あるいは印紙、郵券代、そういったものを裁判所では訴訟費用として扱うといったことです。これらの経費については現段階で約15万8,000円を見込んでいます。先ほど約400万という話をさせていただきましたが、この400万の中にこの15万8,000円が含まれているといった内容でございます。回答については以上になります。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

単純に考えますとですね、最初計画した3,545万1,000円、今回の和解の勧告が2,368万9,283円ですから、差額が1,176万なわけですね。それから、今回の費用、約400万足しても1,500万ほどの金額が山元町としてはいわゆる追加的にプラスして支出していくということになるわけですが、そのようなことで間違いないのかどうかお伺いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

今、差額という話があったんですが、まず、なぜその差額が生じているのかという説明を先にさせていただきますと、実際には3,545万というのは、先ほどもお答えさせていただきましたが、27年の12月の時点で、28年度に行う予定の業務の歳出予算をいわゆる見積もり額ベースで積算したものの、そのものです。それで、実際には3,500万円かかりますよということで業者様に話をさせていただいているんですが、実際にはその時点では現場の作業がですね、まだ途中段階で、正式に次の年にはっきりと幾らというところまではなかなか見通せない段階の中で歳出予算を編成しなければいけないという時期にありました。そういうことで、実際には3,500万の予算を頂戴したんですが、実際に印刷製本業務を除いて全て事業は完了してはいますが、その完了した総額がこの2,368万何がしという金額になります。ですので、今度それを前提とさせていただきます上で、じゃあどのぐらいの追加費用がかかったんだという話になりますが、これについては先ほどいわゆる和解なので、お互いに譲歩するという要素がありますという話をさせていただきました。町についての譲歩する、しようとしている金額については205万円です。先ほど申し上げましたとおり205万円です。それに加えてただいま話をさせていただいた弁護士費用約400万ということですので、205万プラス400万ということで、おおむね600万がかかる経費として執行した、あるいは今後執行するといったトータルの経費になります。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長にお伺いしますが、今回ですね、このことについて和解というふうなことになる方向性だと思いますが、このことについて町長はどういうふうに、2年ほどの流れを踏まえてですね、とそれから調査報告書の発行まで含めてどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、今回のこの町のほうから訴えの提起をせざるを得なかったという部分があるわけでございますけれども、これについて今、担当課長のほうからこれまでの経緯等をお話しをした中でご理解いただいた部分もあろうかというふうに思いますが、事務的に相当の説明といいますか、やりとりをしてきたわけでございます、ご案内のとおり、これはどうしても現場を預かる先方の責任者、代理人といいますか、そういう方とのやりとりを中心に進めてきた中で最終的に会社として、なかなかその辺の前段のやりとりについてご理解いただけなかった部分があったのかなということでございます、その点については町としては会社の中でぜひ意思疎通を図っていただいておりますね、ご理解いただければありがたかったなというふうな、そういう捉え方はできるかなというふうには思っておりました。実際問題を提起する中で、裁判長にもよく双方の意見を聞いていただく中でですね、今課長が申し上げたように、最初の予算化をする、いわゆる見積もりの金額と実際業務が終わった後の精算する段階での金額の関係からしますとですね、今回、裁判長からお示しをいただいた金額については、多少の提起した側としての和解に応じる譲歩余地というふうな部分も含めてですね、さらには文化財行政の中で文化庁からの私のもとで今こういうやり方で発掘調査業務を展開していると、その部分については先方さんにも一定程度のご理解をいただいた中で和解というふうなことでもございますので、トータルで考えますとですね、裁判長からお示しをいただいた和解勧告内容については、町としてはやむを得ない内容なのかなというふうに受けとめさせていただいているというところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。もう一点、町長にお伺いしますが、今後のことについてなわけ

ですが、今回、担当部署の生涯学習課がメインとなってこの係争について当たってきているわけですが、やはり世の中が多岐にわたっていろんな形になって変わってきておりますので、このような係争事件とか、何か事が生じたときには別の第三者機関みたいなものを設けたり、何か1つの部署をきちっと示して、このようなことに当たっていったほうが私はいいいのかなというふうに考えているわけです。担当の箇所だけでは応じれないこともあるだろうと思いますし、それから実際抱えている業務、多岐にわたっているわけですので、そのようなことを考えていくお考えがあるかどうか、そのことについてだけお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねは、役場内部での人為的な対応のあり方といますか、組織的な対処のあり方ということに受けとめさせていただければ、震災後特にという部分があるんですけども、裁判所絡みの案件が幾つかございました。担当する部署がそれぞれ異なっておりますけれども、町としてはそういう機会の積み重ねがございますので、総務課なり、企画財政課を中心としてですね、一定の蓄積しているものがございますので、当然今回の案件にしても担当課任せにということではなくて、関係課でお互いに蓄積したものを含めて英知を結集しながら対応対処してきていると、そういう中で、顧問弁護士のほうにも必要な相談をし、あるいは必要な助言等を頂戴しながらこの問題に取り組んできているということでもございまして、今後こういうことのないように努力したいというふうに思いますけれども、万が一そういうふうな案件が生じた場合につきましても、そういうふうな形で担当課のみならず、役場組織として英知を結集する中で対応していくようにさらに意を用いてまいりたいなというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、ただいま詳しく伊藤議員のほうからも質問されまして、いろいろお答えいただきましたが、基本的なことをお伺いしたいと思います。

今回、このような問題になったのは、そもそも何に問題があるのかと、先ほどいろいろ話の中でお互い相手との話し合いが不十分だったというお話がありましたが、私は先ほどの質疑の中でもいろいろ契約書をきちんとやる、報告書作成の契約書がきちんと取り交わされないうちに報告書業務に入ったというふうなこともちらっと、事実かどうかちょっとあれですが、そのように受け取ったんですが、そういうところに問題があったのかなと、ある1つはですね。もちろん相手方の問題もありますが、その辺はどんなふうに町長としてはお考えになっているのか、確認として質疑させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねに関しましては、やはり仕事を進める上では相手方との折衝交渉状況を踏まえた中でですね、基本的に、あるいは常識的にどう対処すべきかというふうな点に照らし合わせて事をなすべきかなというふうに思っております。そういう部分でそこがあったとすれば、以後、相手方とのその辺の確認、そしてまた同じ確認でも先ほど伊藤議員にもちょっとお話しする中でちょっと申し上げたのは、やはり現場代理人とのやりとりが基本にはなるんですが、やはり会社として大丈夫ですよというふうなところまで含めてやはり確認の大事さというのも今回再認識をしているところでございますので、その辺丁寧な確認を今後ともしていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そういうことでね、反省という点は多々あるかと思うんです

が、今後こういう問題といいますか、埋蔵文化財関係のことは随時発生してくるだろうと思うんですね。今後こういう問題を再度起こさないという意味も含めて反省、言葉上のあれはいいんですが、きちんとマニュアルをつくるとか、記録は今後どうするとかいうものをきちんと確立して今後同じような問題を起こさないような体制をとることが大事だと思うので、その辺はどんなふうにお考えになっているのか。当然いろんな社内規定なり、規定と言わないまでも準じてマニュアルみたいなものをきちんと作成して次の担当かわってもですね、こんな問題起こさないようにすべきだろうと思うんですが、その辺の具体的なお考えあるかどうかお尋ねいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げます。

確かに震災後の膨大な発掘調査の関係がございましてけれども、ご指摘のとおり、業務の量にかかわらず物事を進めていく上では誰が担当してもきちんと一定の手順を踏んで確認をしながらやるというのが、これは事務処理の鉄則だろうというふうに思いますので、これまでの一定の確認なり、一定の進め方でやってきておるわけでございましてけれども、今回これまでの同種の案件も念頭に置きながらですね、しっかりとしたマニュアル的なものの作成、あるいはその確立というふうなものにさらに意を用いてまいりたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今後このようなこと、同じようなことを繰り返さないように意を用いてしっかりと対策を立てていくということで、よろしくお願ひしたいと思うんですが、たまたま我が町以外でもですね、こういった埋蔵文化財の問題がいろいろあると思います。これを悪い例として、山元町でこういう例があったということで例えば今後ほかの業者もいわゆる発掘はするけれども、報告書は自分ら負担しないよという悪例として利用されないような体制を整えて、山元町でこういうことで裁判で和解になったんだからうちも払わなくてもいいなということにならないようにだけ、不名誉な前例をつくらないということも含めてね、しっかりと今後対応していただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。もろもろのこれに対してですね、疑問等については前の議員さんが確認された内容に尽きるというわけでありますが、この内容ね、和解についてだからいいのかなということなんでしょうけれども、町の責任というのが明確に示されていないんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。今のお二方の質疑の中から部分的にちらちらと、先ほど聞きそびれたんですが、どうも町長の声が低くてですね、「そご」というところまでは聞こえたんですが、その前後がわからなくて、そこの部分がもしかすると責任についての話だったのかなと、問題についての、町の問題としての立場というか、中身だったのかなと思われませんが、少なくともこの間の説明の中で、町の責任というのが伝わってこない、これは当然、ここにあるのは和解したんだから、お互いけんかして和解して、そしてより町にとってはいい中身をとったから、だから和解したんですよというふうなふうに、これだけを見て我々が解釈といいますかね、理解するのはそういう理解なんです、そもそも何でと今もありましたが、何でこういう問題、そしてそのことによって、払う必要のない、先ほど差額 1,500 万ではないとか、そういうことだけは明確に答えるんだけれども、実際は 400 万とか、500 万とかね、で済んだんだと、だからこれでよしというような話として伝わってくるんです。それにしても、こ

うということがきちっとした手続踏んでいけば、こういった問題が起きなければその400万、500万も町としては負担する必要のない、出す必要がないということになってくるわけですが、しかし、いずれにしても、結果的に400万、1,500万が500万で済んだんだというような理解のようですが、そこには労力も含まれていますからね。7回もそこに役場、当然職員の皆さんもこのことについて、このことだけで相当な労力を使ったということを考えれば400万、500万では済まない、しかも期間、相当な期間、長い期間ね、精神的な苦痛もあったろうし、というものを含めればこの問題は早々簡単にはい、そうですかというふうなことでおさめられる中身ではないのかなということから、多分に前の議員さんたちも確認したように今後どうするんだということにつながるんですが、まず1つ、町の責任が示されていないというふうに私はこの内容から見ると受けとめているんですが、この件に関して町としてはどのような理解といたしますか、立場なんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えした部分と通じる部分があるんですけども、まず基本的にこれまで発掘調査を相当な件数処理してきた中で、反省すべきは今までこういうふうに来てきたんだから、これでやるのが当たり前という感覚になっていやすいかなという部分がございます。やはり文化庁からのお達しのもとでの進め方ではございますけれども、やはり相手方にとっては初めてのケースというふうなことも当然あり得るわけでございますので、それはやはり文化財の発掘調査に関する基本的な仕組みなり考え方を十分に開発業者の方に説明をし、理解、納得をしてもらった上で前に進めなくちゃいけないかなという部分が大きな問題としてあろうかなと思っております。

そしてまた、この種の話し合いにつきましては、開発業者の現場を預かる責任者の方との話し合いということが基本になるわけでございますけれども、会社によっては一定の段階を経て会社自体としての理解、共通理解がないとですね、途中で現場代理人の方とお話ししてきたことがしっかりと伝わっていないというふうなことのないようにしなくちゃいけないなど、そういうことも含めて組織対組織として十分共通理解の上に立って、この発掘調査なり、契約の締結を進める必要があるんだらうということ再認識をし、また反省をすることでございます。そういうところにしっかりと意を用いる中でですね、同種のような事態の発生がないようにしっかりと関係部署を中心に対応し、またこの機に得た問題点、反省点というものを役場組織全体としても共有しながら他の場面でも対応していかなくちゃいけないというふうに考えるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話でも明確な態度というのはなかなかお示しされない。反省をするということですね、反省をするというのは何か問題があったから反省をするということでしょうか。そういうレベルといたしますかね、程度なのかなというふうに。

盛んにこれまでの質疑の中でもたびたび出てきました会社確認ですね。この会社の確認、これ大体工事関係、必ず一般競争入札関係でいうと、会社の概要も調査すると、の上で相手方がまともな、まともなというとあれだけれども、その契約内容に耐え得る企業であるのかどうかというのも大前提として契約を結ぶ、この件では調査報告書作成業務についてはしなかったけれども、発掘調査業務という全体のことについての契約はしているという先ほどの説明かと思いますが、ですから契約行為はしていると、契約行為をする中身としてまずは会社の概要を確認するというのも多分その前提、私のこれまでの理解ではそういうふうには受けとめているんですが、さらにこの会社とですね、山元町

はこの1件だけでない、何点かの契約を多分していると思います。土砂採取について、これはその当時の報告の中で2、3カ所しているというのも、という私、理解、これもその間の、それは調べればわかることなんですが、あと、この会社についてはですね、これは県の事業ということなんですが、実は四方山の麓の大事業といいますかね、あの根元をそっくり切ってなくなるというね、その中でも大きな事故を起こしているんです。もう以前の話ですね。この件については私、町に対して対応を求めたところ、これは県の事業だというようなことがあって県にも行って確認しているんですが、あそこは全くの違反の内容で、削り取るところを、削ってはだめだよというところを無理くり削ったことによって崖崩れて一時あそこは閉鎖になっていました。最終的には時間をかけて補修はされたようですが、そういう問題もあったところでありまして、あるいはあそこの水路、水路については町の関係だということですね、調整池を掘って、その水が被害のないような形で水路をつくってと、つくりますよというふうなことになって、いまだにそれをつくられていないという企業なんです。それは県も重々承知しているし、その件については町も知っていることになっているんです。常識的に言えばね。という事業者に対して契約をするということになれば当然会社の概要をですね、今の町長の説明では現場責任者と会社云々というのが大きな問題、相手方の問題になっているかのような話がありますが、そういうことも事前に把握していればこの会社との契約というのはなかったのかなというふうに思っているところですが、そういう確認をしないまましたことによって今回このような問題が発生したと、最終的には実额的に言えばもう400万、500万の世界ではあろうとも、その400万、500万というのは、この町にとっては非常に貴重な財産、財源でもあるということもこれは確かです。こういう話をするとなね、あれなんです、400万あればこういうことができる、ああいうことができるということ考えたときにはね、町では大きな財源のですね、こういう表現もしたくないんですが、無駄づかいといいますかね、になるのではないかということ考えたときにもっとやっぱり町としてはね、これは起きてしまったことだからしゃあないんだけど、要するに今後やっぱりこういうことを起こさない、先ほどの皆さんも訴えておられたところなんです、この辺について本当に襟を正してというところちょっと高飛車な話になるかもわからないんだけど、やっぱりそこは現実を真摯に捉えて、そして今後、今後って何でも今後、今後でという表現だとちょっとね、薄いようなあいずになるかもわからないけれども、この辺の姿勢についてはしっかりと今後臨んでいただきたいというふうに、を求めます。そして、そのことを明確にここで伝えてほしい。いずれの間ね、やっぱり心配なのはね、責任がなかなか、これについては手続以上に大きな問題があるのかなというふうに思っているんです。それが大きな原因で、それちゃんと調査分析して、そして総括して、そして今後そういうことを生かささない。そして、その前にこういう大きな問題を引き起こしたということについての町の責任というものがね、正確に伝わってきていないということからの私のこれまでのことをいろいろ言ったから、今後のことについて強い姿勢を見せていただきたいなということで、そのことの確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに議員ご指摘のようにですね、町内でいろんな動きがあるわけでございますので、やもすると、土取りをするその許認可はあちら、文化財の発掘はこちらというふうなですね、縦割りのなかかわり対応になりがちでございますが、同

じ開発業者の方が町内でのいろんな開発案件もございますので、やはりこの案件はもとよりでございますが、町内でいろんな動きがございますので、町全体としてそういう開発の動向なり、このごろの動向というのをしっかり受けとめて横の連携をしっかりとお互いが問題意識を持って対応する中で必要な情報を共有し、そしてまた必要な開発業者の方への指導なり、あるいは対応をしていく必要がございますので、その辺をしっかりと肝に銘じて組織内での問題意識をこの機会に再確認をしながら徹底を図りたいというふうに考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）なしという声がありますので、これで質疑を終わります。

---

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

---

議長（阿部 均君）これから議案第44号 和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

午前10時57分 閉会

---